議案第103号

つくば市建築基準条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年11月30日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市建築基準条例の一部を改正する条例

つくば市建築基準条例(平成12年つくば市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第17条の表備考1を次のように改める。

- 1 共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計の数値は、次に掲げる建築物にあっては、この表に規定する数値の2倍とする。
 - (1) 耐火建築物
 - (2) 法第27条第1項に規定する主要構造部及び政令で定める外壁の開口部に設ける政令で定める防火設備を有する建築物で規則で定めるもの

附則

この条例は,公布の日から施行する。

つくば市建築基準条例(平成12年つくば市条例第40号)新旧対照表

改正後		改正前
第1条-第16条 (略) (共同住宅等の出入口) 第17条 共同住宅等の用途に供する建築物の主要な出入口は,道路に面しなければならない。ただし,その出入口の前面に,共同住宅等の用途に供分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる幅員以上の通路で道路に避難上通じるものを設けた場合は,この限りでない。 共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計 幅員	ける部	
備考 1 共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計の数値は、次に掲げる建築物にあっては、この表に規定する数値の2倍とする。 (1) 耐火建築物		備考 1 共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計の数値は、耐火建築 物及び法第27条第1項に規定する主要構造部及び政令で定める外壁の 開口部に設ける政令で定める防火設備を有する建築物にあっては、こ
(2) 法第27条第1項に規定する主要構造部及び政令で定める外壁の開口 部に設ける政令で定める防火設備を有する建築物で規則で定めるもの 2 (略) 第18条 (以下略)		の表に規定する数値の2倍とする。 2 (略) 第18条 (以下略)